（需要等の算定）

第二十四条　沖縄電力は、送配電非関連需要（沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要（特定需要を除く。）及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）（以下この款において「三需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五　［略］

2～6　［略］

（需要種別への配分）

第二十五条　沖縄電力は、第二十二条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第二十三条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第二十三条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうち	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費

（需要等の算定）

第二十七条　沖縄電力は、送配電非関連需要（沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要（特定需要を除く。）及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）（以下この款において「三需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五　［略］

2～6　［略］

（需要種別への配分）

第二十八条　沖縄電力は、第二十五条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第二十六条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第二十六条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費

二　第二十三条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費
三　第二十二条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	前条第六項の規定により算定された割合	固有非ネットワーク需要家費

二　第二十六条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費
三　第二十五条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	前条第六項の規定により算定された割合	固有非ネットワーク需要家費